

合併処理浄化槽 設置補助金

		補助金額(円)		
		①転換設置 + 宅内配管工事	②準転換設置 + 宅内配管工事	③建替等設置
浄化槽の規模	5人槽	650,000	450,000	250,000
	7人槽	680,000	480,000	280,000
	10人槽	710,000	510,000	310,000
①において既存単独処理浄化槽等を撤去または雨水貯留施設に再利用する場合				
単独処理浄化槽の撤去工事		①の金額に最大120,000円を加算		
くみ取り槽の撤去工事		①の金額に最大90,000円を加算		

- ① 単独処理浄化槽やくみ取り槽を適正に撤去、または、単独処理浄化槽を雨水貯留槽に再利用し、合併処理浄化槽に転換する。（建築確認を伴わないもの）
- ② ①のうち、単独処理浄化槽やくみ取り槽をやむを得ない理由により、撤去できずに合併処理浄化槽を設置。（建築確認を伴わないもの）
- ③ 単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用している住宅の建替え等に伴い合併処理浄化槽を設置。（増築などの建築確認を伴う場合を含む）

※宅内配管工事＝浄化槽に接続する配管。①及び②の場合が対象。

※新築または新規設置のみの場合、補助対象外です。

※単独浄化槽等の撤去時の写真漏れに注意※

- ・単独浄化槽等の撤去時（特に、③建替時に住宅の解体と一緒に撤去する際）の写真がない場合、補助金を交付できないことがあります。
- ・撮影方法は市HP「写真の撮り方マニュアル」をご参照ください。

申請期間：令和7年4月1日(火)～令和8年1月30日(金)

（補助金の交付には浄化槽設置工事を始める前の申請が必要です）

実績報告書締切日：令和8年2月27日（金）

問い合わせ先

伊勢崎市市役所 環境部 資源循環課

TEL：0270-27-2732 FAX：0270-27-5388

伊勢崎市 浄化槽補助金

×

検索



浄化槽補助金を受けるには

- ・浄化槽工事業者への見積り依頼時に、補助金を受けたい旨を伝えてください。
- ・補助金の申請は工事を開始する日の14日前までに申請してください。
- ・浄化槽工事は、補助金の交付決定を受けてから始めてください。

補助対象の地区

- ・公共下水道・農業集落排水の供用開始区域外
- ・市設置浄化槽の整備区域(境東新井、境島村の一部)外

➡ 補助対象地区の確認は
伊勢崎市HP「**伊勢崎市の汚水処理(公共下水道・浄化槽・農業集落排水)**」
もしくは、**上下水道局下水道整備課(27-2777)**までお問い合わせください。

補助の対象となる人

補助対象区内で、既存単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去、又は雨水貯留施設に再利用し、自らが居住する住宅又は居住用部分が2分の1以上を占める店舗等併用住宅に合併処理浄化槽を設置する個人

次の人は補助の対象となりません

- ①賃貸借又は販売等の目的で専用住宅に浄化槽を設置する人
- ②共有名義の専用住宅に居住する人で、他の所有者の承諾が得られない人
- ③専用住宅を継続的に使用すると認められない人
- ④交付決定日より前に浄化槽設置工事に着手した人
- ⑤交付決定日の属する年度の補助事業期間内に補助事業を完了できない人
- ⑥市税等の滞納がある人
- ⑦過去に伊勢崎市浄化槽整備事業費補助金の交付を受けた人
- ⑧公共事業(区画整理事業や道路の拡幅等)に係る浄化槽等の補償を受けている人